



申3号

企画業務を現業機関へ移管することに伴う適正な要員配置は行なわれるのか。
新たな役割に注力するあまり職制に基づく主たる業務は疎かにならないか。

「現業機関における新たな役割について」に関する解明申し入れ

7月20日 申し入れ提出!

申し入れ項目

1. 現業機関における新たな役割としての「新たな価値創造・課題解決等」ならびに「一般社員の中心として管理者を補佐」とはどのような業務を指すのか系統ごとに具体的に明らかにすること。また、安全・サービスレベルの向上に資するのか「究極の安全」に対する考えと今施策との整合性、関係性を明らかにすること。
2. 今施策については「変革 2027」の実現に向けた「新たな仕事と組織」「柔軟な働き方等」に踏まえたものであることから施策自体に期限を設けていくのか具体的に明らかにするとともに今後の展望を示すこと。
3. 「イノベティブスタッフ」の発令基準を具体的に明らかにすること。また「イノベティブスタッフ」に指定された者に対して期間の定めを設けるのか、指定された者の変更は生じるのか考え方を示すこと。
4. 「イノベティブスタッフ」の勤務指定方法および各職場における配置人数の考え方を具体的に明らかにすること。
5. 「イノベティブスタッフ」として指定された者については、出面が必要な担務として要員算出の対象となるのか具体的に明らかにすること。
6. 「イノベティブスタッフ」について「就業規則第 48 条別表 1」に定める指揮命令系統に基づき考え方を示すこと。また「イノベティブスタッフ」として主任職等への指定を行う場合において、職制等の定めと「イノベティブスタッフ」が行う業務内容との整合性を明らかにすること。
7. 「イノベティブスタッフ」として指定された者に対し、職務手当として教育手当 (42,000 円) または職務手当 (11,500 円) を支給すると定めた根拠を具体的に明らかにすること。
8. 「業務主務はイノベティブスタッフに統合する」と示されていることについて「業務主務」とはどのような業務を担っている者を指すのか系統ごとに具体的に明らかにすること。また、今施策実施により、これまで「業務主務」として指定された者について、手当支給額が見直しとなるのか明らかにすること。
9. 「現業機関における新たな役割」として示されていることについて、支社等の企画部門社員も同様の業務を行っており、その違いについて具体的に明らかにすること。
10. 「新たな価値創造・課題解決等」について、取り組む業務に関する目的の達成および成果の見極めはどのように行うのか具体的に明らかにすること。
11. 実施期日を 2022 年 10 月 1 日とした理由を具体的に明らかにすること。
12. 今施策の提案(2022年7月14日)から施策実施予定日までの期間が極めて短く労使協議の重要性が増していることから、今申し入れに対する回答および団体交渉は中立保持義務を果たした上で、2022年8月5日までの間に速やかに実施すること。

地域・利用者から信頼を得るために
公共交通機関として
安全とサービスレベルの維持・向上を図り、
鉄道会社の使命と責任を果たそう!

